

## 支援メモ

### 【警察官の方へ】

このカードは、静岡犯罪被害者支援センターからの連絡を、被害者の方が希望するかどうかを確認するために交付していただくものです。

- ① サポートカードを示し、当センターが
  - ・警察と連携して支援を行う民間団体であること
  - ・提供できる支援内容
  - について説明してください。
- ② 支援センターからの連絡を希望された場合、
  - ・支援メモに署名押印してもらい、切り離してサポートカードを被害者に交付
  - ・支援メモに必要事項を記入して警務課相談係へ提出してください。

## サポートカード

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

相談専門電話 **054-209-5533**

相談受付：月曜日～金曜日（10時～16時）※土・日・祝祭日、年末年始を除く



**あなたの心を応援します**

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号常葉会館内  
<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>

当センターは、法律に基づき、静岡県公安委員会から被害者支援を適正かつ確実に行うことができる法人として指定された社会的に信用が高い団体です。

日本財団 助成事業 この事業は日本財団の助成金を受けて実施しています。

### 静岡犯罪被害者支援センターが行う支援は全て無料です。

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>電話相談</b><br/>                 研修を受けた相談員が対応します。相談内容が、外部に漏れることは絶対ありません。</p> <p><b>面接相談・法律相談</b><br/>                 電話相談の結果、必要に応じて、専門知識を持った相談員、また弁護士や臨床心理士が相談に応じます。</p> <p><b>付き添いなどの援助活動</b><br/>                 希望に応じて、支援員による病院・法廷等への付き添いや家事等の日常生活の支援を行います。</p> | <p><b>被害者グループへの支援</b><br/>                 同じような被害に遭われた被害者の方へ交流場所の提供やグループ活動の支援を行います。</p> <p><b>関係機関・団体等との連携による支援活動</b><br/>                 警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を図り、被害者等の立場に立った支援活動を行います。</p> <p><b>犯罪被害者等給付金申請補助</b><br/>                 犯罪被害により、不慮の死を遂げた方の遺族や身体に重大な負傷を受けた被害者の方に対して給付金の申請の補助を行います。</p> |
|---|--|

のキトリ線

### 支援メモ

交付日	年 月 日			
被害日時	年	月	日	時 分 頃
罪種別				
氏名			印	被害者・家族・遺族・その他
連絡先	TEL :			
担当者	警察署		課 氏名	